

鹿嶋市立図書館資料の紛失及び損傷に係る弁償内部規程

(趣旨)

第1条 鹿嶋市立図書館管理運営規則（平成7年教委規則第8号。以下「運営規則」という。）第32条に基づき、図書館資料の弁償の取り扱いについて、必要な事項を定めるものとする。

(届出義務)

第2条 図書館資料を紛失又は損傷した者は、速やかに鹿嶋市立中央図書館長（以下「館長」という。）に図書館資料紛失等届（様式第1号。以下「届」という。）を提出しなければならない。ただし、館長が認めたときは、口頭によることができる。

(弁償決定)

第3条 館長は届を受け、紛失状況及び（別表）弁償を要する資料汚損・破損の基準に基づき、弁償の決定を行う。

(弁償方法)

第4条 弁償の方法は、現物弁償を原則とする。ただし、現物弁償が困難な場合は現金による弁償も可能とする。

(現物弁償)

第5条 現物弁償は、原則として、同一図書館資料（著者、書名、出版社等が同一のもの）の新品をもって弁償するものとする。ただし、出版年、版次が異なっても、館長が適当と認めた場合は、同一図書館資料とみなすものとする。

2 現物弁償は、新品とするが、絶版など図書館長がやむを得ないと認めた場合は、中古品も可とする。ただし、中古品に汚破損がある場合は、この限りでない。

(現金弁償)

第6条 現金弁償をする場合の弁償金は以下のとおりとする。ただし、当初取得した時点での価格（以下「本体価格」という。）が不明な場合は、この限りでない。

(1) 紙媒体資料

(ア) 本体価格に、弁償時点での消費税相当額を加えた金額とする。

(イ) 古書・貴重図書館資料は、紛失または損傷時点での価格に消費税相当額を加えた金額とする。

(2) 視聴覚資料等

(ア) 本体価格に弁償時点での消費税相当額を加えた金額とする。

(イ) 上映権付（著作権補償処理済）のものについては、その補償金を加えた金

額を本体価格とする。

- 2 本体価格が不明な場合は、館長が相当額と認める価格をもって弁償金とする。

(弁償免除)

第7条 館長は、届に相当の事由を認める場合、天災等の不可抗力による紛失及び損傷について、弁償を減免または免除することができる。

(利用制限)

第8条 弁償する者は、弁償が完了するまでの期間、運営規則第12条に定められた利用者の制限（以下「制限」という。）を受けるものとする。

- 2 制限は、貸出期間の末日から60日を経過した日（以下「制限基準日」という。）から行う。
- 3 制限基準日の前日までに、当該図書資料の返却（現物弁償及び現金弁償を含む。）があった場合は第1項の規定は適用しない。

(弁償金及び弁償図書資料返還)

第9条 弁償後、紛失図書資料が発見された場合は、発見された図書資料を弁償者に贈呈する。

- 2 弁償後、損傷図書資料については、図書資料を弁償者に贈呈する。

(弁償完了)

第10条 弁償は図書資料の納入又は図書資料弁償金の支払いによって、完了するものとする。

- 2 弁償した者は、弁償完了後、図書資料の利用について、いかなる不利益も被らないものとする。

(別表) 弁償を要する資料汚損・破損の基準

図書館資料の種類	損傷等の区分	弁償を要する状態
印刷資料 (付録含む)	水漏れ 汚れ 染み	①水濡れ等により、ページに歪み若しくは波打ちが生じた状態 又はページが接着した状態 ②飲食物および絵の具・墨汁などにより、染み・着色などの汚れが生じた状態 ③カビの発生等、衛生上問題がある汚れがある状態 ④他の利用者に不快感を与えるおそれのある汚れがある状態
	資料の破損	①破れ、切り取り等によりページに欠損が生じた状態 ②タバコ・鍋・アイロン等による焦げ跡等が残った状態
	書き込み	①筆記用具による落書きや、アンダーライン等の書き込みがなされた状態 ②消すことが可能な筆記用具であっても、消した後に痕跡が残った状態
	噛み跡	幼児又はペット等が噛んだため、噛み跡や傷が生じた状態
	その他	長期間の利用による経年劣化が、損傷等の原因であると考えられる場合を除き、利用に供することが困難な状態であると館長が認めたもの
視聴覚資料	本体の異常	再生機器で再生できない状態、若しくは再生の際に機器の故障が生じる恐れがある状態

附 則

この内部規程は、平成31年4月1日から施行する。